

令和7年度 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ事業計画

I 基本方針

県内唯一の聴覚障害者情報提供施設としての更なる自覚を持ち、聴覚障害者専門施設として、県聴覚障害者連盟との共同運営により、機能の一層の充実に努める。

また、市町村意思疎通支援事業を始め、市町村事業へ様々な提案をすることで地域活力の向上を目指すとともに、障害者関連法案の改正による社会的な要請に貢献できるサービス提供を目指す。

II 事業内容

1 字幕入りDVD等の自主制作事業

(1) 番組制作

県内の聴覚障害者を取り上げた内容等を制作し、字幕を挿入する。また、この番組のダイジェスト版を作成し、ホームページに掲載する。

(2) 字幕制作

著作権処理可能な番組や、県内の公的機関等のDVD等の映像に、字幕ボランティアの協力により制作する。

2 字幕入りビデオライブラリー事業

社会福祉法人聴覚障害者情報文化センター（東京）を中心とした字幕ビデオライブラリー共同事業により、字幕入りDVDを貸し出す。

また、毎月1回県立聾学校へ訪問する等「移動ライブラリー」を継続して実施し、児童生徒の学力向上と保護者及び教職員への理解と普及を図る。

3 手話通訳者及び要約筆記者の派遣

障害者総合支援法では、市町村の必須事業とされているが、市町村での事業実施が困難な場合は、コミュニケーションプラザとの委託契約により手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、市町村事業を支援する。また、市町村事業以外の公的な派遣や、広域的障害者団体等に関する派遣は県派遣として実施する。

4 手話通訳者養成関係

派遣事業を担う手話通訳者養成関係事業を次の予定で実施する。

(1) 手話通訳者養成研修

厚生労働省のカリキュラムに基づき、質の高い手話通訳者を養成する。

また、基本コースの対象となる受講者の技術レベル低下が以前より指摘されていることから、基本コース受講者のレベル確保のため、選考による受講者の絞り込みを実施し、受講者のレベルアップを図る。

さらに、地域の奉仕員養成講座修了者や手話通訳者に興味のある者を対象としたセミナーを実施し、また、手話通訳者養成研修の開催会場の拡充や土曜開催等を含む開催日時の見直しをするなど、手話通訳者を目指す人が受講しやすい手話通訳者養成研修の検討を進める。

区分	実施回数	定員
基本コース	実技 30 回、講義 3 回	昼・夜 各定員 20 人
応用コース	実技 30 回、講義 3 回	昼・夜 各定員 20 人
実践コース	実技 15 回、講義 3 回	昼 定員 20 人

(2) 手話通訳者認定試験

手話通訳者全国統一試験（全国手話研修センター）を実施するとともに、合格者に対し、県認定試験を実施する。

(3) 手話通訳者試験対策研修

合格率の向上に向け、研修内容の一層の充実に努める。

(4) 登録手話通訳者研修

登録手話通訳者の資質向上のため、新規登録者や全登録者向けに研修会を実施する。

(5) 養成研修指導者の養成

厚生労働省が示した、養成カリキュラムに基づいた指導内容や方法を学び、養成研修を充実させるとともに必要な講師を確保するため実施する。

5 要約筆記者養成関係

厚生労働省のカリキュラムに基づき、質の高い要約筆記者を養成する。

(1) 要約筆記者養成研修

区分	実施回数	定員
手書きコース	前期・後期課程 各 24 回	各 20 人
パソコンコース	前期・後期課程 各 24 回	各 20 人

(2) 要約筆記者認定試験

全国統一要約筆記者認定試験（要約筆記者認定協会）の合格者に対し、県認定試験を実施する。

(3) 養成研修指導者養成研修

指導内容や方法を学び養成研修を充実させるとともに、研修に必要な講師を確保するため実施する。

(4) 登録要約筆記者研修

登録要約筆記者の資質向上のため、新規登録者や全登録者向けに研修会を実施する。

6 情報機器の貸し出し

聴覚障害者の情報保障のための機材を、聴覚障害者及び関係機関等に貸し出しを行う。

7 生活等に関する相談

県内唯一の聴覚障害者関係の相談機関として、聴覚障害者、家族、関係者からの各種相談に応じ、相談内容に合わせて市町村福祉や専門機関等と連携し、問題解決に繋げる。

また、コミプラの共同運営団体である群馬県聴覚障害者連盟と2ヶ所で相談を受け付け、利用者の便宜を図る。

8 その他

(1) 中途失聴・難聴者のための講座

中途失聴・難聴者向けに、「聴覚障害者のためのコミュニケーション講座」を開催し、コミュニケーション方法や福祉制度について学習し、社会参加の促進を図る。

【スタートコース】 手話を習ったことがない方対象 全 12 回

【レベルアップコース】 スタートコース修了者対象

(2) 頸肩腕障害特殊健診

手話通訳者及び要約筆記者の健康管理と予防を目的に、特殊健診を実施する。

(3) ボランティア室の貸し出し

聴覚障害者団体や関係団体の会議等の開催に使用するため、ボランティア室を貸し出す。

(4) ホームページの充実と情報紙「ハロー・コミプラ」の定期発行

情報発信と広報の強化のため、ホームページの随時更新と情報紙を定期発行し、各事業のPRやリアルタイムの情報を提供する。

(5) ICTの活用による利用者サービスの充実

タブレット端末のテレビ電話機能を利用した遠隔手話通訳サービスを県と連携し、実施する。

Ⅲ 本年度の重点的取組と数値目標

1 中途失聴・難聴者への支援拡充と要約筆記の啓発

聴覚障害者の中でも中途失聴・難聴者に対する理解や、主に中途失聴難聴者が利用する要約筆記の認知度が一般社会では大きく遅れており、中途失聴・難聴者が社会生活を送る上で深刻な壁となっている。要約筆記関連の業務を拡充させ、要約筆記の認知度向上の為の啓発活動を要約筆記会の協力も得て積極的に進める。

2 指定管理・県手話施策実施計画等の目標値に係る対応

第5期指定管理の4年目にあたり、業務の成果目標に示された年間利用件数、手話通訳者・要約筆記者の全国統一試験受験者数、合格率の向上、また「第3次群馬県手話施策実施計画」で示された当館に係る事業の円滑な執行及び目標値の達成に向けた効率的な運営を行う。

手話通訳を目指す人（市町村手話奉仕員等）や要約筆記者に興味のある人を対象にしたセミナーを開催し、養成研修の受講者確保に努める。

3 中長期計画の周知と取組推進

中長期計画をひとりひとりの職員に理解・浸透させるため、周知を徹底するとともに、中長期計画の各取組について積極的に推進する。

4 主な事業の数値目標

(1) 年間利用件数（令和7年度）

- ・DVDの貸出件数 480件
- ・手話通訳者派遣件数 840件（※）
- ・要約筆記者派遣件数 480件（※）
※市町村などからの派遣依頼に対し原則100%の派遣対応を目指す。
- ・情報機器貸出件数 460件
- ・相談件数 1,050件
- ・年間利用件数3,000件以上（DVD等貸出件数、手話通訳・要約筆記派遣件数、情報機器貸出件数、相談件数の合計3,310件）
- ・手話通訳者全国統一試験受験者数 35人／年
- ・手話通訳者全国統一試験合格率（5年平均） 15%以上
- ・要約筆記者統一試験受験者数 20人／年
- ・要約筆記者統一試験合格率（5年平均） 35%以上

5 自主事業

手話通訳者を目指す人の自主学習教材の作成事業

手話通訳者を目指す人が自主学習するための教材（DVD）を作成・提供し、受験者の手話技術レベルを向上させ、合格者の増加を図る。